

# 効果的な保健事業を実施していきます

## ジェネリック医薬品 差額のお知らせ

医療費適正化のための情報提供

【対象の方へ郵送します】



● 使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額をお知らせします。

医療費の抑制になるほか、皆さんが負担している薬代の節約につながります。

▲ジェネリック医薬品差額通知書

小平市のジェネリック医薬品普及率 47.6%

## 糖尿病を重症化させない 取り組み

(糖尿病性腎症重症化予防事業)

【対象の方のみ】

糖尿病性腎症の重症化によって腎不全への移行が危惧される方を対象に、予防指導を実施します。

- 専門職による6か月間の健康支援・予防指導
- 健康と生活の質の維持をサポート



軽度のうちに対処しましょう

## 訪問健康相談

【対象の方のみ】

療養のしかた、医療機関や福祉サービスの利用方法などの相談やアドバイスを行います。

- 複数の病院でもらった薬の影響
- 重複受診・頻回受診のチェックなど

※訪問の際は、あらかじめ訪問相談員がお電話で確認をします。

## 日ごろからの健康づくり

いつまでもしっかり 歩くために、はじめよう

## こた健体操

ロコモティブシンドローム予防を目的とした、市のオリジナル体操です。運動習慣のない方、これから運動をはじめたい方にピッタリの簡単な体操です。詳しくは [こた健](#) [検索](#)



※ロコモティブシンドロームとは、運動器の障害により、「要介護状態」や「要介護リスクの高い状態」になることです。

## 年に1度は健康チェック

### 特定健康診査

期間 平成27年7月1日(水)～10月31日(土)  
対象 40歳～74歳の方(昭和16年4月1日～昭和51年3月31日生まれ)

※平成27年4月1日以前から引き続き小平市国保に加入していることが必要です。

### 東大和市の一部の医療機関でも受診ができるようになりました

国分寺市、東村山市のほか、東大和市の一部の医療機関でも受診できるようになりました。

▶健診のご案内に同封している指定医療機関一覧表をご覧ください。

### 特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方へ、保健師や管理栄養士などの専門職によるサポートを行います。特定健康診査を受診してから約2～3か月後にご案内(郵送・電話)をします。



特定健康診査の受診に必要なご案内を送付しました

※4月2日以降に小平市の国保に加入した方は、必要書類を送付していませんので、希望する方はお問い合わせください。

## 平成27年度国民健康保険税の変更点

平成27年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書を7月10日(金)に発送する予定です。今年度の国保税の変更点は次の通りです。

### 税率等の変更(医療保険分)

	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
平成27年度	4.78%	3.20%	19,500円	1,800円
平成26年度	4.65%	6.40%	18,500円	3,600円

※後期高齢者支援金分、介護保険分は変更ありません。

### 減免申請書の提出期限の変更

災害などで国保税の減免を受ける場合、申請書の提出期限が次に到来する納期限の7日前まででしたが、納期限までに変更になりました。

### 低所得世帯への減額制度の拡充

世帯主と加入者の総所得金額等が一定額以下(下表)の世帯に対して、均等割額と平等割額を減額する制度です。この制度による減額は、税額決定時に自動的に計算されるため、申請は不要です。

	平成26年度	平成27年度から
7割減額	33万円以下	33万円以下(変更なし)
5割減額	33万円+24万5千円×加入者数 以下	33万円+26万円×加入者数 以下
2割減額	33万円+45万円×加入者数 以下	33万円+47万円×加入者数 以下

保険年金課保険税担当 ☎042(346)9530

問合せ 健康福祉部 保険年金課国民健康保険担当 ☎042(346)9529